

No. 3 一般廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理施設の変更に関する案件概要

議第 1090 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の変更

名 称	J F E 環境株式会社 横浜クリーン資源化工場	
位 置	鶴見区末広町 2 丁目 1 番 5、2 番 17	
敷 地 面 積	9,095.60 m ²	
用 途 地 域 等	工業専用地域、臨港地区（工業港区）	
施設概要	構 造	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造） 地上 2 階建
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	2,296.00 m ²
	延 床 面 積	2,640.36 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物 がれき類の破碎施設 944 t / 日 木くずの破碎施設 284 t / 日 廃プラスチック類の破碎施設 181 t / 日
	建 築 主	名称 J F E 環境株式会社 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1
運 営 主 体	名称 J F E 環境株式会社 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1	

(内容)

本事業者は、資源循環型社会の構築に貢献することを目的とした産業廃棄物の処理事業を行っています。平成 17 年に産業廃棄物処理施設を新築するにあたり、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可を得ています。

今回、がれき類の破碎施設、木くずの破碎施設及び廃プラスチック類の破碎施設の処理能力の増強について、以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の変更の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 臨海部の工業専用地域に立地し、工業の利便を害する施設ではなく、周辺に学校等の施設がないこと。
- 2 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両は、周辺交通量と比較して少ないこと。
- 3 集塵装置、噴霧装置等を設け、十分な環境対策を講じていること。また、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動の最大予測値が基準値を下回る結果となっていること。
- 4 隣接地の所有者に事業内容を説明し、理解を得ていること。

議第 1091 号 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設の設置及び
産業廃棄物処理施設の変更

名 称	J F E 環境株式会社 ケミカル工場	
位 置	鶴見区弁天町 3 番 1	
敷 地 面 積	14,041.20 m ²	
用 途 地 域	工業地域	
施 設 概 要	構 造	鉄骨造 地上 1 階建 (一部 2 階建)
	主 要 用 途	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	2,990.42 m ²
	延 床 面 積	3,685.19 m ²
	処 理 能 力	一般廃棄物 廃乾電池の選別施設 19.2 t / 日 廃乾電池の破碎施設 15.2 t / 日 廃蛍光灯、水銀の付着した廃電球の混練不溶化施設 10.4 t / 日 産業廃棄物 廃酸又は廃アルカリの中和施設 1,761.50 m ³ /日 汚泥の脱水施設 1,916.40 m ³ /日
	建 築 主	名称 J F E 環境株式会社 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1
運 営 主 体	名称 J F E 環境株式会社 住所 横浜市鶴見区弁天町 3 番地 1	

(内容)

本事業者は、資源循環型社会の構築に貢献することを目的とした産業廃棄物の処理事業を行っています。平成 24 年に産業廃棄物処理施設を新築するにあたり、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可を得ています。

今回、一般廃棄物処理施設については、廃乾電池の選別施設及び破碎施設並びに廃蛍光灯、水銀の付着した廃電球の混練不溶化施設の設置を計画しています。産業廃棄物処理施設については、廃酸又は廃アルカリの中和施設及び汚泥の脱水施設の処理能力の増強を計画しています。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の設置及び変更の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではなく、周辺に学校等の施設がないこと。
- 2 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両は、周辺交通量と比較して少ないこと。
- 3 騒音・振動源となる設備を囲い、悪臭源に対して脱臭設備を設置するなど、十分な環境対策を講じていること。また、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動・悪臭の最大予測値が基準値を下回る結果となっていること。
- 4 隣接地の所有者に事業内容を説明し、理解を得ていること。